

平成27年2月16日

第66回 神戸市個人情報保護審議会

身元不明者に係る情報の兵庫県への提供（ホームページへの掲載）等について

（保健福祉局）



神保総保第 2671 号
平成 27 年 2 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

身元不明者に係る情報の兵庫県からの収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部保護課

身元不明者に係る情報の兵庫県からの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

1 兵庫県からの個人情報の収集

【対象者の身元の特定に関する情報】

氏名

カナ

生年月日

性別

本籍地

住民登録地

扶養義務者の有無（有の場合は氏名、連絡先）

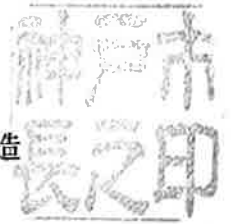
その他特記事項

神保総保第 2671 号-2

平成 27 年 2 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

身元不明者に係る情報の兵庫県への提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部保護課

身元不明者に係る情報の兵庫県への提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

兵庫県への個人情報の提供 (※県ホームページへの掲載情報)

【身元不明者である生活保護受給者に関する情報】

氏名

カナ

性別

生年月日

本籍地・住所地

保護年月日

保護時の場所・状況 (「保護時の警察からの引継ぎの有無」を含む)

特徴 (身長・体重・髪型・血液型・その他身体の顕著な痕跡等)

保護時の服装 (上・下・靴・その他)

保護時の持ち物

特記事項

対象者の直近の写真

対象者の保護開始時の写真

身元不明者に係る情報の兵庫県への提供（ホームページへの掲載）等について

1. 趣旨

全国各地で行方不明者に関する事案が多発している中、他県において長期間身元不明者として保護されてきた者について警察への情報提供等を通じた再調査が行われた。これにより親族との連絡が取れ、身元が明らかになった事例等を受け、神戸市では神戸市個人情報保護審議会の答申を受け、平成 26 年 8 月より兵庫県を通じて兵庫県警察本部（以下「県警」という。）へ、本市において生活保護を適用されている身元不明者（以下「身元不明者」という。）に係る情報提供を行っているところである。【参考①】

現在、兵庫県では厚生労働省と協議のうえ、県下の身元不明者に係る本人確認の取り組みを充実させるため、平成 26 年 8 月から県のホームページ上での公開を開始している。一方、本市としてはホームページを通して不特定多数に当該身元不明者の生活保護受給情報が公開されることに伴う影響を考慮して対応は行ってこなかった。

しかしながら、本市が県警へ提供した身元不明者に係る身元の特定は進んでおらず、生活保護の適用にあたって要保護者の身元の確認は、福祉施策適用の観点からも非常に重要であることから、本市としても身元確認のための情報収集の取り組みを強化するため、今後、身元不明者に係る情報を下記により兵庫県へ提供し、県ホームページを通して公開する。

2. 概要

現在、本市が保有する以下の身元不明者に係る情報について、本人同意を基本とし、本人が明確に拒否した場合を除き、兵庫県に提供する。

(1) 提供する情報（県警への提供情報と同じ）

※本人からの聴き取り情報の他、外形・客観的状況から確認できる範囲内

- ①氏名(ふりがな)、②性別、③生年月日(年齢)、④保護年月日、
- ⑤保護時の場所・状況(「保護時の警察からの引継ぎの有無」を含む)、
- ⑥特徴(身長・体重・髪型・血液型・その他(身体の顕著な痕跡等))、
- ⑦保護時の服装(上・下・靴・その他)、⑧保護時の持ち物、
- ⑨特記事項、⑩対象者の直近の写真、⑪対象者の保護開始時の写真

(2) 情報提供・収集の手続

ア 「行方不明者・身元不明者の保護及び対応状況について（照会）」（平成 26 年 6 月 6 日付事務連絡）において「身元不明者（生活保護受給者）」として兵庫県へ回答の情報（調査票 2（Ⅱ））について、区保護課は別紙「身元不明者照会依頼票」に記載し、本人の写真とともに生活保護システ

ムのサーバ上にある、区ごとに管理する共有フォルダから専用の回線を介して本庁保護課へ提出する。【参考②】【参考③】

- イ 本庁保護課より当該依頼票及び写真を CD-R により兵庫県に提供する。
- ウ 提供された情報は、県ホームページ上に公開され、親族等が閲覧する。
- エ 閲覧の結果、区保護課は身元不明者の身元確認に必要な情報の提供を受け、身元不明者と親族等との面会を含め、最終的な身元確認を行う。

3. 効果

現在、身元不明で保護している者は保護されてから相当の年数を経過しているなど、新たな情報が得られにくい状態にある。

本市が保有する身元不明者に係る情報を兵庫県へ提供し、県ホームページ上に公開することにより、行方不明者を探している親族が容易に詳細で具体的な身元不明者に係る情報の閲覧が可能となり、より迅速・的確で実効性の高い身元確認が期待できる。

4. 対象者数（平成 27 年 1 月末現在）

5 名（施設入所 2 名、入院 3 名）

5. 実施時期

平成 27 年 3 月から実施（予定）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 「身元不明者照会依頼票」並びに顔写真データは、生活保護システム端末機にて作成し、操作にあたっては、ユーザー名及びパスワード設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 生活保護システムは専用回線により接続しており、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスによる感染を防止する。

(2) 運用上の保護

ア 生活保護システムのサーバ及び端末機保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、業務システム管理者（所属長）が適切に管理する。

イ 「身元不明者照会依頼票」並びに顔写真のデータは、端末機には保存せず、パスワードを設定したうえで、外部記録媒体（CD-R）に保存

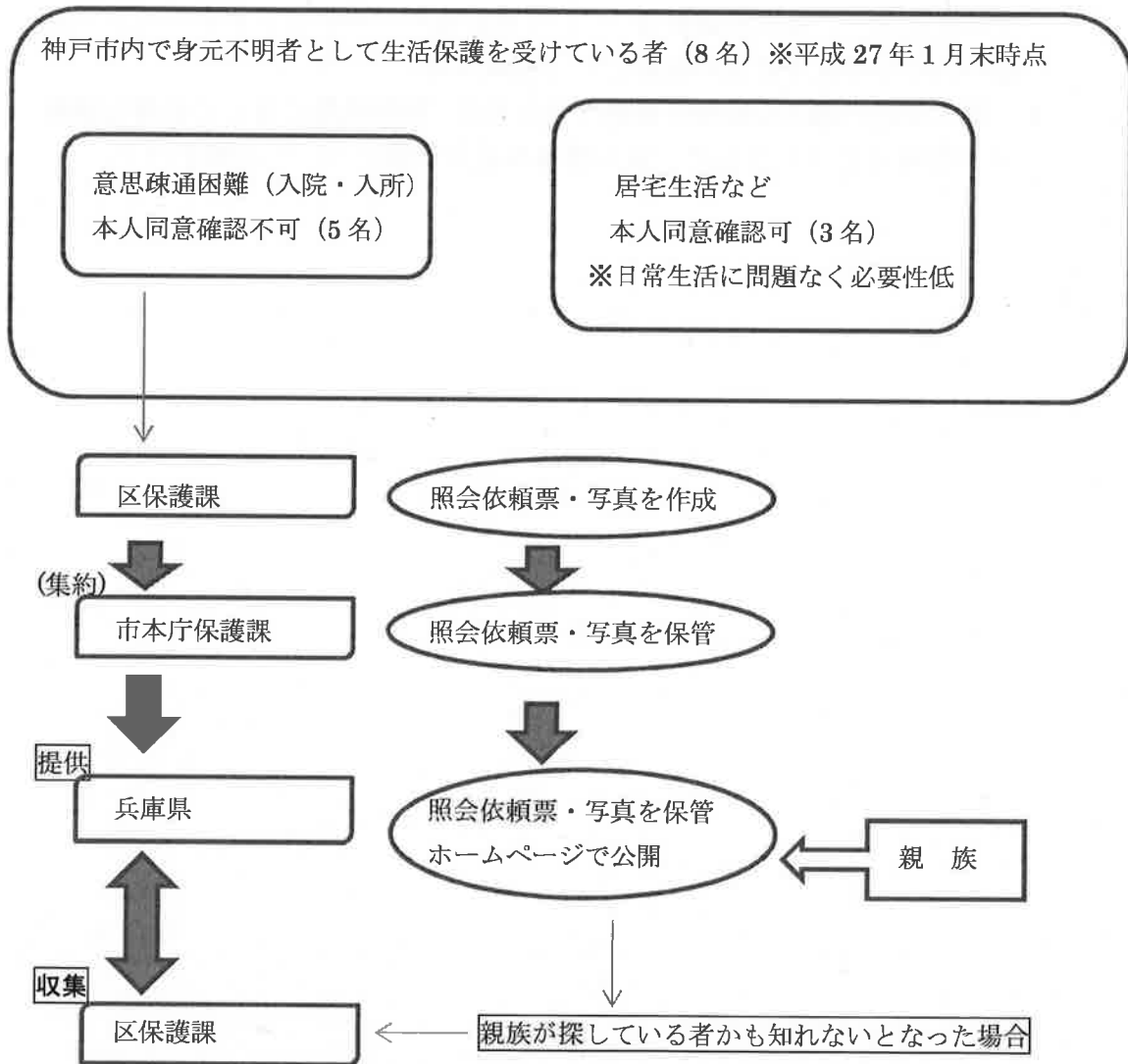
する。外部記録媒体は施錠可能な保管庫に収納し、管理台帳を作成して適正に管理する。

ウ 本庁保護課は、データにパスワードを設定した上で保存した外部記録媒体（CD-R）を兵庫県へ持参及び回収する際、鍵付きのケース等に格納し、複数職員で対応して直接手渡すとともに、受払簿に記録することにより、適正に管理する。

エ 保存年限を経過した外部記録媒体（CD-R）に保存したデータは、速やかに消去し、外部記録媒体（CD-R）はデータシュレッダーなどで記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

身元不明者に関する情報のホームページ掲載の流れ



各市福祉事務所長
関係健康福祉事務所長 } 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長

身元不明の生活保護受給者に対する身元確認の徹底について (通知)

生活保護申請者に対する本人確認については、平成24年7月30日付け社第1610号通知に基づき、ご対応いただいているところですが、昨今、全国各地において、行方不明者をそのご家族が探されているにもかかわらず、長期にわたりその所在がわからないという事案が多く発生していることが社会的な問題となっています。

このため、本県では、県警察本部と協議の上、身元不明で生活保護を申請または受給されている方の本人確認に係る取組を、下記のとおり充実させることとしました。

つきましては、下記の取り扱いについて徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 調査の充実について

身元不明者を保護したときには、従前より警察署に調査を依頼していただいておりますが、その結果、身元が判明しなかった場合は、定期的に県警本部に対し調査を依頼してください(同一人物について長期間身元が判明しない場合は、当該人物について概ね3か月ごとに調査を依頼してください)。

県警本部に提供した情報は、県警本部において行方不明者の登録情報との照合調査に使用されるとともに、県内全警察署において行方不明者を探す方への閲覧に供されます。

資料作成、依頼先等については以下のとおりです。

なお、県において状況を把握するため、県警本部に調査を依頼される際には、当課にも同じ資料を送付いただきますようお願いいたします。

(1) 調査依頼先 (郵送に限る)

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号 TEL078-341-7441(内線3058)

(2) 送付書類

- ① 別紙「身元不明者照会依頼票」(必須)
- ② 対象者の直近の写真(必須)
- ③ 対象者の保護開始時の写真(資料が残っている場合のみ)

(3) その他

顔写真はできる限り正面からのカラー写真とし、血液型、手術痕等の身体的特徴は詳細に記載してください。

2 県ホームページへの掲載について

県では、8月13日より、ホームページにおいて、行方不明の方を探している方への情報提供を行っています(URL: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/mimotofumei.html>)。

可能な限り、ホームページに情報を掲載したいと考えておりますので、上記1により当課に情報提供いただく場合は、県ホームページへの掲載要望の有無についても併せてお知らせくださいますようお願いいたします。

担当：兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課生活保護・自立支援班

〒650-8567 (県庁個別番号) ・TEL (直通) 078-362-3183

(電子メール施行)
生支第 1464 号
平成26年 6月26日

関係市生活保護主管課長
関係健康福祉事務所生活保護担当課長 } 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長

身元不明者の身元確認に係る警察への照会の実施について (依頼)

全国各地で行方不明者に関する事案が多発していることから、本県においても、平成26年6月6日付け事務連絡にて、身元不明者の状況について照会しましたところ、身元の確認できない者を保護している旨の回答をいただきました。

身元の分からない者に生活保護を適用した場合、各市においては、身元確認のための警察との連携等について、これまでから取り組まれていることと存じますが、今回報告いただいた身元不明者については、速やかに、あらためて身元確認の調査を行う必要があるため、県警察本部と協議の上、身元確認に必要な情報を当課において取りまとめ、当課から県警察本部に情報提供を行うこととしました。

ついては、この趣旨にご理解いただき、対象となる者について、下記により報告願います。

記

1 報告対象者

平成26年6月6日付け事務連絡「行方不明者・身元不明者の保護及び対応状況について (照会)」の「調査票2 (Ⅱ)」において回答いただいた者

2 報告内容

(1) 別紙「身元不明者照会依頼票」(必須)

(2) 対象者の直近の写真 (必須)

(3) 対象者の保護開始時の写真 (資料が残っている場合のみ)

※ (1) 「身元不明者照会依頼票」の情報だけでは、警察において実効性のある調査を行うことができません。このため、特に (2) の直近の写真については必須とさせていただきます。

3 報告期限

平成26年7月10日 (木)

4 留意事項

- (1) 今回報告いただく内容については、各警察署に備え付けられ、行方不明者を捜索している親族等の閲覧に供されることとなります。身元不明者の生命を守るとともに、今後の生活を支援するための重要な手続きであると考えますので、警察に情報提供を行うことについてご理解ください。なお、個人情報の取り扱い等を理由に報告いただくことが困難な場合等においては、別途、担当者までご連絡願います。
- (2) 原則として、報告については以下の担当者あて、電子メールにより送信願います。なお、保護開始時の写真等、電子ファイルで送信することが難しい場合は、郵送により報告願います。

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課
生活保護・自立支援班：担当 井川
TEL：078-341-7711 内線 2930
FAX：078-362-4262
E-mail：yoshihiro_ikawa@pref.hyogo.lg.jp

<別紙>

身元不明者照会依頼票

以下の者を保護していますので、身元の確認を行っていただきますとともに、該当すると考えられる行方不明者捜索者に対して、別添の写真とともに、必要な情報について閲覧に供していただきますようお願いいたします。

依頼日：平成 年 月 日

氏名（ふりがな）		性別	男・女
生年月日（年齢）	※年齢は現在の年齢		
本籍地・住所地			
保護年月日	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
保護時の場所・状況	【保護時の警察からの引継ぎの有無 有・無】		
特 徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【血液型】 【その他（身体の顕著な痕跡等）】		
保護時の服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】		
保護時の持ち物			
特記事項			

【連絡先】

〒 ー	
所在地：	
組織名：	
【電話】	【FAX】